

収穫調査委託契約書（案）

1. 物件名、委託予定数量、委託単価、委託予定金額及び調査場所

物件名 森林管理署名	委託 予定数量	委託単価	委託予定金額	調査場所
〇〇 収穫調査業務委託 〇〇森林管理署	ha m ³	円	委託金額 金 _____ 円也 (うち取引に係る消費税及び地方消費 税額 _____ 円也)	別紙調査内訳書 箇所別積算条件 図面のとおり

(注) () の部分は、受託者が課税対象業者である場合に使用する。

2. 調査期間 自 契約締結日の翌日
至 調査内訳書に記載の納入期限（最終）
3. 成果納入場所 近畿中国森林管理局 〇〇森林管理署
4. 契約保証金 免除
5. 特約事項
(1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
(2) 暴力団排除に関する特約事項は別紙1のとおり。

上記委託事業につき、委託者 支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 上口 直紀（以下「甲」という。）と、受託者 _____（以下「乙」という。）とは、本契約書及び令和 ____年 ____月 ____日付けで交付した収穫調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 ____年 ____月 ____日

委託者(甲)

大阪市北区天満橋一丁目8番75号

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀

受託者(乙)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

収穫調査委託契約における安全に関する留意事項

1. 受託者又は現場代理人及び担当技術者（以下「受託者」という。）は、各作業現場ごとに緊急連絡体制を作成し、森林管理署等の監督職員を経由し森林管理署長等に提出すること。

また、受託者は、作業従事者に対して、緊急連絡先の控えを常時携行させるとともに、調査開始前に携帯電話の通話可能地点を確認し周知すること。

2. 受託者は、作業従事者が必ず携帯電話のほかホイッスル、防蜂網、殺虫剤等を携行し、確実な緊急時の連絡及びハチ等危険・有毒な動植物対策ができるよう適切な措置を講ずること。

3. 受託者は、調査着手前に森林管理署等の監督職員等と調査箇所（危険箇所、ハチやクマの目撃情報等を含む）について情報共有すること。

4. 受託者は、作業従事者に対して、毎日の作業着手前に、調査箇所の状況、作業手順、作業者の配置、作業終了時刻、集合場所を全員に確認させるとともに、作業手順や作業者の配置を見直すなど、一人作業の回避に努めること。

なお、作業手順や集合場所等に変更が生じた場合は携帯電話等により作業従事者全員での情報共有を徹底するとともに、休憩時間等に全員の位置の確認に努めること。やむを得ず一人作業となる場合には、作業手順を工夫するなどにより一人作業の時間を少なくするよう務めること。

5. 受託者は、毎日の作業手順等の設定に当たっては、調査箇所の地形・林況、気温や降雨等の気象条件、日没時刻を考慮し、余裕のある時間配分のスケジュールを組むこと。

6. 受託者は、危険箇所やハチの巣が確認された場合及び経路には、テープ等で目印をつけるなど他の作業従事者が確実に認識できるよう適切な措置を講ずること。

7. 受託者は、作業従事者に対して、作業や移動に当たっては、作業環境の把握、足元の確認及び足場の確保等について確実に実践させること、また、歩行順序及び経路について配慮すること。

なお、急傾斜地など足場の確保が困難で転落や滑落のおそれがある箇所は、確実に迂回することを徹底すること。